

第2次湯沢市総合振興計画後期基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果

No	意見要旨	市の考え方
1	<p>第1章では「まちづくりコーディネーター等の人材の育成、活動拠点の確保」とあり、第3章では「訪れてみたくなるまちの創造」とありますが、訪れてみたくなるゆざわを創るため、「まちづくりコーディネーター」（その人材の確保・育成）が必要という捉え方でよいでしょうか？</p>	<p>「湯沢市まちづくりコーディネーター」とは、地域住民の主体的なまちづくり活動を積極的に支援し、かつ、地域課題の解決に向けた指導・アドバイスができる地域のリーダーまたはプロジェクトリーダーとして市が公式に認定した方ですので、訪れてみたくなるまちの創造（観光客等の受入態勢）に直接関与するわけではありません。</p>
2	<p>「まちづくりコーディネーター」にはどうしたらなれるのでしょうか？</p>	<p>市内在住の方で、市で開催している人材育成セミナー及び全国セミナーを受講していただき、市の認定を受ければどなたでもなることが可能です。</p>
3	<p>第4章『第5節 文化の保護・継承・活用』において、「センター・サテライト型の総合的展示施設として学習や観光拠点としても活用できるように進める」とありますが、これは湯沢駅周辺複合施設に入れるということでしょうか？</p>	<p>湯沢駅周辺複合施設に整備する行政機能は、「生涯学習機能」「図書館機能」「子育て支援機能」「歴史資料展示機能」を予定しています。「観光機能」の整備については、本市の玄関口に立地する複合施設であることから、エントランスや廊下、屋外空間などを活用して、豊富な観光資源を効果的に展示することや、施設内の展示スペースを活用し、本市の観光イベントとタイアップした企画展示を実施するなど、ゆざわの魅力を市内外に発信できるよう進める予定です。</p>